

選挙運動用ポスター作成証明書

令和 年 月 日

令和 7 年 1 0 月 2 6 日 執行 上越市議会議員補欠選挙

候補者

次のとおり選挙運動用ポスターを作成したものであることを証明します。

選挙運動用ポスター作成 業者の氏名又は名称及び 住所並びに法人にあって はその代表者の氏名	
作 成 枚 数	枚
作 成 金 額	円

備考

- この証明書は、作成の実績に応じて、選挙運動用ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者から選挙運動用ポスター作成業者に提出してください。
- 選挙運動用ポスター作成業者が上越市に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、選挙運動用ポスター作成業者は、上越市に支払を請求することはできません。
- 1 人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚 数 1, 2 0 0 枚

(2) 限度額

次の区分に応じ計算した単価（1 円未満の端数切上げ） × 確認された作成枚数

イ 当該ポスターの作成枚数が 5 0 0 枚以下の場合

$$\frac{586.88 \text{ 円} \times \text{ポスター作成枚数} + 105,620 \text{ 円}}{\text{ポスター作成枚数}} = \text{単価}$$

ロ 当該ポスターの作成枚数が 5 0 0 枚を超える場合

$$\frac{293,440 \text{ 円} + 30.73 \text{ 円} \times (\text{ポスター作成枚数} - 500) + 105,620 \text{ 円}}{\text{ポスター作成枚数}} = \text{単価}$$

- 候補者の氏名については、通称認定申請書において申請のあった通称であって当該選挙の選挙長の認定した通称を記載する場合に限り、本名に代えて旧姓を記載することができます。